

者募集

新規加入者の募  
負担金(1ヶ  
の際ご加入く

線係までお申

で1,500円位  
場合は1本につ

の際、電話器  
額はお申し込  
できます。  
業経済課



犬はつないで飼いましょう

県の飼い犬管理条例により10月1日から犬の放し飼  
いができなくなりました。犬の所有者は必ず次の事項  
を守ってください。

- ① 犬の飼育表示(門標)を掲げること。
- ② 飼い犬に公の場所及び他人の敷地内を汚損する  
ような行為をさせないこと。
- ③ 飼い犬を捨てないこと。
- ④ 飼い犬は必ずつないでおくかまたはかこの中  
に入れて飼う。
- ⑤ 飼い犬が人をかんだときは、ただちにその犬を  
獣医師に検診させると共に所轄保健所長に届け  
出ること。

以上のことはよく守り、犬が人畜に害を加えたり、  
田畑の作物を荒らしたりしないよう十分注意し、社会  
生活の安全を確保しあわせて公衆衛生の向上につとめ  
ましょう。もしこれに違反して放し飼いにしますと捕  
かくされます。そして3日間抑留されたのち処分され  
ることもあります。場合によっては、1万円以下の  
罰金または料金の刑に科せられることがありますから  
ご注意ください。

写真のように犬は必ずつないで飼いましょう。  
【注】ただし、警察犬又は狩猟犬である飼い犬をその  
目的のため使用するときは例外とされる。  
茨城県飼い犬管理条例から

とねまち  
プレイバック

昭和41年  
10月10日発行  
広報とね

とねまちプレイバック

昭和41年10月に発行された

「広報とね」に、県の飼い犬管  
理条例により、犬の放し飼いが  
できなくなったという記事が掲  
載されていました。犬が人間や  
家畜に害を加えたり、田畑の作  
物を荒らしたりしないよう十分  
注意し、社会生活の安全を確保  
し、併せて、公衆衛生の向上に  
努めましょう、という内容の記  
事です。

現在は、茨城県動物の愛護及  
び管理に関する条例で、放し飼  
いの禁止などについて定められ  
ています。

いつの時代も、人と動物が共  
生する社会の実現のためには、  
ルールやマナーを守ることが必  
要とされています。

【情報をお寄せください】

利根町の昔の写真や発刊当時の広報  
とねなど、利根町の歴史や歩みが分  
かる情報を募集しています。貴重な  
史料をお持ちの方は、ぜひ広報編集  
担当までご連絡ください。

人口と世帯(令和4年4月1日現在)

総人口	15,525人	(+10)
男性	7,673人	(+30)
女性	7,852人	(-20)
世帯数	7,040世帯	(+41)

( )内は前月比

【5月の納税等】※納期限及び口座振替日は5月31日です。  
軽自動車税：全期